

# B型肝炎ワクチンの接種を受ける方へ

～予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。～

B型肝炎ワクチンの接種を実施するにあたって、接種を受けるお子さんの健康状態をよく把握する必要があります。

この説明文をお読みいただき、「川崎市予防接種予診票」をご記入のうえ、医師の診察を受けてください。もし、普段と変わったことがあった場合には、医師にご相談ください。

## 1 B型肝炎について

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。B型肝炎ウイルスへの感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合（この状態をキャリアといいます）があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝がんなど命にかかわる病気を引き起こすこともあります。

B型肝炎ウイルスによる急性肝炎の症状は、黄疸、全身倦怠感などで、多くは3か月以内に治癒しますが、0.4～1%は劇症肝炎を発症することもあります。

## 2 B型肝炎ワクチンについて

### ①B型肝炎ワクチンの有効性と安全性

B型肝炎ワクチンは20年以上前に認可され、世界中で使用されています。効果も安全性も高いワクチンです。ワクチンを接種することで、体の中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力（免疫）ができます。免疫ができることで一過性感染やキャリアになることを予防でき、まわりの人への感染も防ぐことができます。年齢が若いほどワクチンによる免疫が付きやすい傾向にあります。ワクチン3回接種後の予防効果は20年以上続くと考えられていますが、個人差も大きいと言われてしています。

また、予防接種を受けてもお子さんの体質や体調によって免疫ができない場合があります。

### ②B型肝炎ワクチンの主な副反応

5%以下の確率で、発熱、発疹、局所の疼痛、かゆみ、腫脹、硬結、発赤、吐き気、下痢、食欲不振、頭痛、倦怠感、関節痛、筋肉痛、手の脱力感などが見られます。いずれも数日で回復します。

極めてまれに、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎などの重い病気にかかることがあると言われてしています。

### 3 次の方は接種を受けないでください

- ①明らかに発熱のある方(37.5℃以上)
- ②重篤な急性の病気にかかっていることが明らかな方
- ③このワクチンの成分によってアナフィラキシー(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)を起こしたことがある方
- ④その他、医師が予防接種を行うことが不適当な状態と判断した場合

### 4 次の方は接種前に医師にご相談ください

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ③過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- ④過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する方及び免疫抑制をきたす治療を受けている方
- ⑥B型肝炎ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

### 5 接種後は以下の点に注意してください

- ①接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーが起こることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④B型肝炎ワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合は、6日以上の間隔をあける必要があります。ただし、B型肝炎ワクチンは他のワクチンとの同時接種が可能ですので、同時接種を希望する場合には、医師にご相談ください。
- ⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑥接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

### 6 予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、この補償は、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(接種前あるいは接種後に紛れ込んだ感染症又は別の原因等)によるものなのかの因果関係を予防接種、感染症医療、法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審査し、定期の予防接種によるものと厚生労働大臣が認定した場合に限り受けることができます。

気になる症状が発生した場合は、医師又は健康福祉局保健所にご相談ください。